

まこちゃん教室（町田市子どもの生活・学習支援事業）業務委託 受託候補者選定のためのプロポーザル説明書

2022年1月7日公表

1 事業の経緯、契約の目的

町田市では、子育て世帯への支援を円滑に進めるために、2017年2月に「町田市子育て支援ネットワーク連絡会レポート（子育て世帯の自立応援プロジェクト実施計画）」を策定しました。本事業は、この実施計画に基づき2017年度から開始しました。

なお、本事業の契約は、まこちゃん教室（町田市子どもの生活・学習支援事業）を実施するにあたり、必要な業務を委託することを目的として締結するものです。

2 契約の概要

契約件名	まこちゃん教室（町田市子どもの生活・学習支援事業）業務委託
契約期間 （学習支援期間）	2022年4月1日～2023年3月31日 （2022年6月～2023年3月31日）
履行場所	【集合型】 町田市が定める、町田市内にある場所とする。 【リモート型】 リモート型受講者の自宅とする。なお、学習支援員の履行場所は町田市との協議の上定めることができる。
委託する業務	まこちゃん教室（町田市子どもの生活・学習支援事業）業務委託仕様書のとおり。
契約約款	町田市が定める業務委託契約約款を使用する
契約保証金	契約金額の10分の1以上の金額の契約保証金の納付を求める。ただし、町田市契約事務規則第33条各号に該当する場合は、納付を免除する。
契約代金の支払方法	契約代金は、年4回払いとする。支払月は、第1回目を7月、第2回目を10月、第3回目を1月、第4回目を契約期間満了後とする。なお、学習支援員に関する経費については実績払いとし、その他本事業の遂行に係る一切の経費については年4回に分けて支払う。
契約目途額 （予定価格）	契約金額の上限は、税込27,801,000円以内とする。

本案件の契約は令和4年（2022年）第1回町田市議会定例会における予算の可決を条件として実施します。否決された場合は、契約を締結できません。

3 プロポーザルの目的

（1）事業目的

本事業は、学習支援員をはじめとするスタッフとのコミュニケーションを通して、学習習慣の定着支援、受講者及び保護者への相談対応、受講者の幅広い社会性の定着支援を目的として実施しています。

(2) 現状・課題

今年度の本事業では、毎回、受講者との間で活発なコミュニケーションが交わされています。受講している子どもからは、「学校と家以外の居場所ができて安心できるようになった」「勉強もできるようになり、親と学校で褒められることも多くなり嬉しい」「普通の学校はシーンとなっているけど、色々話しながら勉強できるから楽しい」という感想が出ています。また保護者からは「勉強をする習慣が身についたと思います。英語のテストでは全て100点、苦手な数学も頑張っているようです」「最近反抗期で心配でしたが、まこちゃん教室に通い出してから笑顔が増えました」「子どもは先生がとても大好きで、家族のように思っています。家庭内も少し明るくなりました」をはじめ感謝の声が多く寄せられています。

このように子どもや保護者から満足してもらえる事業となったのは、市内や近隣大学に在学する大学生をはじめ、多様なバックグラウンドを持つ人材が、本事業の目的を十分に理解した上で、主体的に本事業の運営に関わった結果だと考えます。

2017年度に開始した本事業も一定レベルに到達できた反面、新たな課題も生じています。本事業は、2022年度に、これまで地域福祉部生活援護課が実施してきた学習支援事業と統合します。統合により受講者数は従来の規模の2倍となります。また、新たに中学校3年生を対象に加える等、本事業の拡充を図ります。事業が拡充したとしても、これまで構築してきた質を低下させることなく、本事業に携わる全てのスタッフが、コミュニケーションを通して、子どもと保護者に対して真摯に向き合うことを求めています。

(3) プロポーザルを通して求めること

町田市が有する地域資源を十分に活用した上で、従事する全スタッフが「一つのチーム」として機能し、コミュニケーションを通して受講者や保護者と真摯に向き合うこと。そして、学力面のみならず、実施目的にも掲げている幅広い社会性の定着支援ができることが重要です。

そのため、入札参加資格要件だけでは事業課題を解決し、本事業の実施目的に沿って適正に業務が履行されるか判断できません。

そこでプロポーザルを実施することにより、以下の項目の提案を求めます。

- 実施規模に応じた業務実施体制
- 受講者及び保護者への支援力
- 地域資源を活用した課外授業の実施企画

(4) 評価項目

本プロポーザルでは、以下四点を評価項目に設定し、受託者としての適格性を総合的に評価します。

- 業務実施体制・情報管理・学習支援員確保策
- 受講者及び保護者への支援力
- 実現可能な課外授業の提案力
- 事業実現性・プレゼンテーション

(5) 契約候補者の特定

プロポーザルを実施した後、最も高い評価を受けたプロポーザル参加者を契約候補者として特定します。ただし、参加者がいない場合又はプロポーザル参加者の中に適格者がいないときは、契約候補者を特定しない場合があります。

4 プロポーザルの形式、参加資格

このプロポーザルは公募型プロポーザルとし、このプロポーザルに参加させる事業者は、以下のすべての条件を満たしている者とし、以下のいずれかに該当しないこととなった場合は、参加資格を取り消します。

- (1) 町田市入札参加資格停止措置要綱（昭和62年5月1日適用）による入札参加資格停止措置又は町田市契約における暴力団排除措置要綱（平成21年12月1日施行）による入札参加資格停止措置期間中でないこと。
- (2) 経営不振の状態にないと認められること。また、直近営業年度の法人税、法人事業税（地方法人特別税含む）、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 本業務を実施する営業所等が、町田市庁舎から公共交通機関を用いて概ね1時間以内の場所に所在すること。

5 プロポーザルの日程

本プロポーザルは、次の日程で行います。

項番	手続き等	期限等
1	案件公表・資料配布	2022年1月7日（金）公表
2	参加申請書の提出	2022年1月20日（木）午後5時まで
3	ヒアリング時間等の通知	2022年1月20日（木）予定
4	質疑の提出	2022年1月31日（月）
5	質疑の回答	2022年2月3日（木）
6	提出書類の作成、提出	2022年2月16日（水）午後5時まで
7	プレゼンテーション ヒアリング	2022年2月22日（火）
8	評価、採点	2022年2月22日（火）
9	結果通知、結果公表	2022年2月22日（火）
10	契約内容の調整、仕様書の決定	2022年3月中旬 予定
11	見積書の提出	2022年3月中旬 予定
12	契約書の調印	2022年3月下旬 予定

6 プロポーザルの手順

前記「プロポーザルの日程」に示した項番順に手続きの方法等を説明します。

- (1) 案件公表

本プロポーザルに関する情報は、随時、町田市ホームページで公表します。

(2) 資料配付

契約に関する資料及びプロポーザルへの参加に必要な資料は次のとおりです。

※当市ホームページ (<https://www.city.machida.tokyo.jp>) にも掲載しています。

事業者の方へ > 入札・契約 > プロポーザルによる契約案件の公表 > 公募型プロポーザル

- ア プロポーザル説明書
- イ まこちゃん教室（町田市子どもの生活・学習支援事業）業務委託仕様書
- ウ 業務委託契約書及び約款
- エ 著作権及び著作者人格権に関する特記仕様書
- オ プロポーザル参加申請書
- カ 誓約書
- キ 質疑書
- ク 提案書
- ケ 企画書
- コ 業務実績書

(3) 参加申請書・誓約書の提出

本プロポーザルに参加する場合は、「プロポーザル参加申請書」及び「誓約書」に必要事項を記入し、2022年1月20日（木）午後5時までに、子ども生活部子ども家庭支援センターに郵送又は直接持参してください。郵送の場合は、期限までに必着とします。期限までに「プロポーザル参加申請書」及び「誓約書」を提出しないときは、参加の意思がないものとみなします。

(4) ヒアリング時間等の通知

プロポーザル参加申請者には、電子メールで「プロポーザル参加申請審査結果通知書」を送信します。参加を認める場合は、プレゼンテーション及びヒアリングを行う日時と会場を指定します。

(5) 質疑の提出

本案件の契約内容に関する質問は、「質疑書」に記載し、電子メールに添付の上「8本案件に係る問い合わせ先」の電子メールアドレスへ送信してください。送信の際の件名は、「件名：参加者番号質疑_参加業者名_送信年月日」としてください。

例：△△質疑_株式会社▲▲_220131

（参加者番号△△の場合で、株式会社▲▲が2022年1月31日に質疑書を送信した場合）

(6) 質疑の回答

提出された質問事項への回答全てを取りまとめの上、プロポーザル参加者全員へ「質疑回答書」を電子メールに添付の上送信します。「質疑回答書」は、町田市ホームページにも同様に掲示します。

(7) 提出書類の作成、提出

次のとおり提出書類を作成し、2022年2月16日（水）午後5時までに、子ども生活部子ども家庭支援センターに郵送又は持参してください。郵送の場合は、期限までに必着とします。

提出書類の作成にあたっての注意事項	
特に指定がある場合を除き、A4判普通紙を縦置きに使用し、文章は横書きとしてください。文字サイズは12ポイント以上とします。文字等の色指定はありません。提案書及び見積書を除き、提出書類には会社名、ロゴマーク等、作成者が誰であるかが分かる表示は一切しないでください。	
書類等の名称、様式 提出部数等	記述内容
①提案書 <指定様式>	必要事項を漏れなく記入し、代表者又は契約代理人名義で記名押印してください。
②見積書 <様式自由> 【ページ数：制限なし】	消費税を含めた上で、可能な限り詳細な内訳書を添付してください。ただし、契約目途額を超える金額は記載できません。
③企画書 <様式自由> 【ページ数：12ページ以内】	<p>次の課題について、項目ごとに分けて記述してください。</p> <p>ア 本業務を確実に実施するための業務方針を、業務実施計画、業務実施体制、研修体制、個人情報保護体制等を含めて具体的に提案してください。</p> <p>イ 仕様書に規定する学習支援員をどのように確保するのかを具体的に提案してください。</p> <p>ウ 学習支援員をはじめとするスタッフは、毎回、どのようにして子どもと向き合っていくのか。また、子どもと向き合った結果を、どのように活かしていくのか。具体的に提案してください。</p> <p>エ 受講者に対して、どのようなキャリア支援・相談を実施していくかを具体的に提案してください。</p> <p>オ 受講者が希望する将来を実現するために、保護者に対してどのような情報提供、相談対応ができるかを具体的に提案してください。</p> <p>カ 受講者が幅広い社会性を身に着けるための現実的かつ具体的な課外授業を、町田市の地域資源に着目した上で、3回分提案してください。なお、提案は集合型受講者のみならず、リモート型受講者も参加できるものとしてください。</p>

④事業実施計画表 <様式自由> 【ページ数：2ページ以内】	本事業実施スケジュールを具体的に記載してください。
⑤業務実績書 <指定様式> 【ページ数：1ページ以内】	法人として、本件又は本件と類似した契約履行実績がある場合は、指定様式に契約概要を記載してください。
⑥契約書の写し	⑤業務実績書に記載した契約について、契約書の写し(件名、契約金額、契約当事者名の表記部分だけで可)を提出してください。
【書類の綴り方】 提出書類を1組ごとに重ね、左上をステープラでとめてください。提出部数は計9部です。適当な封筒に入れて提出してください。	

(8) プレゼンテーション及びヒアリング

次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを行ないます。プレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合は、採点しません。

項目名	注意事項等
日時 会場	2022年2月22日(火) 町田市庁舎内会場 ※集合時間及び集合場所はプロポーザル参加申請審査結果通知書で指定します。
内容	1 提出した企画書等の内容を、20分以内で説明してください。 ※パソコン、プロジェクター等の機材の使用できません。 2 評価委員から質問しますので、的確かつ簡潔に回答してください。 質疑時間は約10分間とします。
説明員	原則として、契約締結後に業務責任者になる予定の方が説明及び回答を行ってください。 ※会場に入室できるのは2名以内とします。 ※会社名を特定できるようなもの(会社名を表示した衣類やバッジ等)を身に着けないでください。
その他	プレゼンテーション会場における録音は禁止です。

(9) 評価、採点

このプロポーザルのために組織した評価委員会において、プロポーザル参加者の提案及びプレゼンテーション又はヒアリングの状況の評価、採点を行い、最高得点を得た者を契約候補者に特定します。

評価項目及び配点は下表のとおりです。提出書類が所定の形式に適合していない場合は減点することがあります。なお、最高得点を取得した者が2者以上ある場合は、見積金額の最も低い者を契約候補者に特定します。また、見積金額が同価である場合は、くじ引きとします。

評価項目	配点
業務実施体制、情報管理、学習支援員確保策	100点
受講者・保護者への支援力	150点
実現可能な課外授業の具体的な提案力	150点
事業実現性、プレゼンテーション	100点
	500点

得点が最低基準に達しない場合及び0点の採点項目がある場合は失格とします。

(10) 結果通知、結果公表

プロポーザル参加者全員に電子メールで「プロポーザル評価結果通知書」を送信し、契約候補者として特定した者の名称を通知するとともに、町田市ホームページで「採点結果調書」を公表します。

(11) 契約内容等の調整、仕様書の確定

契約候補者と子ども生活部子ども家庭支援センターとで契約内容等の調整を行い、仕様書を確定します。

(12) 見積書の提出

契約候補者は、確定した内容に基づき、契約締結に向けた見積書を提出します。

(13) 契約書の調印

契約書に調印し、契約を締結します。

7 その他留意事項

(1) プロポーザルに参加する費用は、すべてプロポーザル参加者の負担とします。

(2) 提出書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とします。また、提出書類等で用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとします。

- (3) 提出後の提案書等の修正又は変更はできません。ただし、やむをえない理由により修正又は変更が生じた場合で、町田市が承諾したものについてはこの限りではありません。
- (4) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、無効とします。
- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合。
 - イ 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
 - ウ 提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。
 - エ 提出書類が指定の様式及び記述内容に適合しない場合。
 - オ 提出書類に虚偽の記載がある場合。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、町田市入札参加資格停止措置要綱に基づき資格停止措置等を行うことがあります。
- (6) 契約候補者が契約までに参加資格要件のいずれかの要件を欠くこととなった時は、契約の締結はできません。
- (7) 提出書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属します。ただし、町田市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとします。また、提出された提案書、企画書等について町田市情報公開条例に基づく情報公開請求があったときは、条例に基づき、原則として公開します。
- (8) 提出された書類は一切返却いたしません。
- (9) 選定後においても、町田市は提出書類の内容に拘束されないものとします。

8 本案件に係る問い合わせ先

町田市子ども生活部子ども家庭支援センター（町田市役所庁舎2階）

所在地：〒194-8520 町田市森野2丁目2番22号

電話：042-724-4419 FAX：050-3101-9631

メール：mcd_studysupport_rfp@city.machida.tokyo.jp